

弘環管発第24号  
平成28年4月26日

弘前市廃棄物減量等推進審議会  
会長 内山大史様

弘前市長 葛西憲之

家庭系ごみの有料化について（諮問）

家庭系ごみの有料化の検討にあたり、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）第12条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（担当）

都市環境部環境管理課廃棄物政策係

ふきた  
吹田・成田・齊藤

電話 0172-32-1969（直通）

FAX 0172-32-1957

## 諮問の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、地球環境に大きな負荷を与え続けており、本市の最上位計画である「弘前市経営計画」で掲げる20年後のめざす姿「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」を実現するため、良好な環境を次の世代に引き継ぐ取組が、今、求められています。

このような中、本年3月に国が公表した平成26年度の本市の市民1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は、全国及び県に比べて大きく低迷しており、特に市民1人1日当たりのごみ排出量については、県内40市町村中ワースト1位となるなど、ごみの減量化・資源化の推進が喫緊の課題となっております。

本市では昨年度より、低迷する大きな原因となっている事業系ごみ対策として、事業所訪問によるごみの排出ルールの指導を行うなど取組を進めており、また、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間とする一般廃棄物処理基本計画の策定を審議会での熱心な審議を交えて進めてきました。本年4月には、ごみの減量化・資源化の推進に向けた目標や個別施策を定めた新たな計画を公表し、今後はこの計画に基づいて取組を強力に推し進めていくこととしております。

本市が目標を達成するために定めた個別施策については、審議会からの答申の中で「全ての市民が継続的にごみの減量化・資源化に取り組むためには意識啓発だけでは限界があり、市民への動機付けとして、家庭系ごみの有料化の早期検討が必要である」との意見が付され、市としても、既に家庭系ごみの有料化を導入し、高い効果を上げている先進自治体への視察などによる調査・研究結果をもとに検討を行いたいと考えております。

つきましては、家庭系ごみの有料化について、導入の可否を含め、手数料の料金体系・料金水準、手数料の用途、高齢者や低所得者に対する併用施策など、専門的な視点に加え、生活者の視点を踏まえたご議論をいただきたく、貴審議会にご審議をお願いするものです。